

○山形県特別職報酬等審議会運営規則（昭和40年12月3日山形県規則85号）

（目的）

第1条 この規則は、山形県特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月県条例第66号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山形県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会の議事）

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び資料の提出を求めることができる。

（会議録の調製）

第4条 議長は、職員をして会議録を調製させなければならない。

2 会議録には、議長及び会議において選任された委員1人が署名しなければならない。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。